

遺言書作成をお考えの方に

《未来へのラブレター》

最大

遺言書の作成費
10万円を助成する

フリーウィルズキャンペーン

FREE WILLS CAMPAIGN

相続税申告も
対象です

後援:

内閣府
Cabinet Office法務省
MINISTRY OF JUSTICE

日本公証人連合会



ご申請期間:

2025年

9月19日(金)



2025年

12月31日(水)

先着順

対象者

遺言書作成費用が発生 または 相続税申告費用が発生した方
かつ 10 万円以上の遺贈寄付を実施する方

助成対象

公証役場、士業、金融機関等の支援機関による
遺贈寄付を記した遺言書作成費用のうち最大 10 万円分お申込先はサイトまで ▶ <https://willfor.org/>

少額からできる。財産の用途を社会貢献に使うことができる「遺贈寄付」

人生の集大成の社会貢献として注目されている遺贈寄付。相続の一部を数万円からでも生まれ育った自治体や学校、応援したいNPOなどに寄付することができます。本キャンペーンは、遺贈寄付が当たり前になる社会を目指し、寄付検討者の負担軽減を目的として開催されています。

キャンペーン詳細

スマホでもご覧いただけます

申請に
必要なものよくある
質問集

運営について



主催: Will for Japan

一般財団法人 Will for Japan
一般社団法人日本承継寄付協会お問い合わせ:
info@willfor.org

募集概要

遺贈寄付を実行したい寄付検討者への負担軽減を目的とし、全国の公証役場、士業、金融機関など、寄付検討者から遺贈寄付の相談を受ける専門家への報酬（遺言書作成報酬、寄付が含まれる税務相談報酬）の一部を助成します。2025年9月19日(金)～2025年12月31日(水)中に、寄付検討者または、寄付検討者の相談を担当している専門家がキャンペーンに申請し承認された方が対象です。

対象となる遺贈寄付の内容・要件

- ・助成対象報酬：寄付額 10 万円以上の遺贈（一部・全部）を含む遺言書の作成支援
相続税申告書作成支援の専門家への報酬（公証役場を含む）
- ・遺言書の形式：公正証書遺言、法務局保管された自筆証書遺言
- ・寄付先対象：非営利法人（NPO 法人、社団法人、財団法人等）、地方自治体、学校法人

助成金額

遺贈寄付金額の 10% とし、最大で 10 万円 /1 人助成

金額の例

例 1：遺贈寄付金額が 10 万円の場合：1 万円を助成

例 2：遺贈寄付金額が 100 万円の場合：10 万円を助成

※遺贈寄付金額が 100 万円以上でも 10 万円が上限となります

対象期間

2025年

9月19日(金)

2025年

12月31日(水)

ご申請のステップ

STEP 1

公証役場、士業、金融機関等の 専門家に遺贈寄付について相談

相談先をお探しの際は一般社団法人日本承継寄付協会での遺贈寄付の相談ができる専門家をご紹介します。*1

STEP 2

キャンペーンサイトより事前申請

※WEB フォームより ご申請ください



STEP 3

遺言書作成後、本申請

提出物については、事前申請後に届くメールをご覧ください



STEP 4

助成金をお振り込み

*1 専門家をお探しの方や、または専門家にご依頼されており遺言書制作者様ご本人が申請を行いたい場合は一般社団法人日本承継寄付協会でご相談ください。キャンペーンサイトの問い合わせフォーム、または 03-3868-7011（9:00～18:00 / 土日祝除く）をご利用ください。

※先着順のため上限数がございます。また遺言書作成支援、税務申告等で遺贈寄付がなされる、もしくは寄付の遺言書ができた場合のみキャンペーンが適応されます。

主催： Will for Japan

一般財団法人 Will for Japan

一般社団法人日本承継寄付協会

人生の集大成としての相続財産からの寄付を応援し、「遺贈寄付」や「財産の様々な承継方法」を支援しています。全国から相談をお受けし、安心して相談できる窓口を増やす活動や、寄付の相談や手続きなどのお手伝いをしています。

www.izo.or.jp



はじめて遺贈寄付を
検討される方へ

寄付先探しに役立つ
冊子「えんギフト」
を無料配布中です。



<https://www.izo.or.jp/service/gift.html>

ご相談はこちら

☎ 03-3868-7011 ✉ info@willfor.org

キャンペーンサイトのフォームからも
お問い合わせ可能です